

## くらしのサポーター

徳島県消費者情報センター

通信

2022  
10月号

No.192

## 模倣品に関するトラブルにご注意！

—令和4年10月から水際取締りが強化されました—



令和4年10月1日に改正商標法、意匠法、関税法が施行され、海外の事業者から日本に模倣品（商標権または意匠権を侵害するもの）が送付された場合は、個人使用の場合でも、税関で没収の対象となりました。インターネットでの模倣品の購入トラブルは引き続き見られます。詐欺的な販売サイトから模倣品を購入しないよう、注文する前にサイトの情報をよく確認しましょう。

## 令和4年9月30日まで

もし「模倣品」であっても  
個人使用目的なら受取可能

- ・個人使用目的の模倣品（商標権または意匠権を侵害するもの）は、税関による没収の対象外。
- ・海外から送付された商品が、商標権または意匠権を侵害する疑いがあると判断された場合、消費者に認定手続開始通知書が送付される。
- ・個人使用目的であると主張し、それが税関に認められれば、輸入が許可され、商品を受け取ることができる。

## 令和4年10月1日から

「模倣品」であれば  
個人使用目的でも受け取れない！



- ・個人使用目的であっても、海外からの郵送等により送付される模倣品は、税関による没収の対象に。
- ・海外から送付された商品が、商標権または意匠権を侵害する疑いがあると判断された場合、消費者に認定手続開始通知書が送付される。
- ・個人使用目的であると主張しても、その商品が海外の事業者から購入したものであれば、税関に没収され、受け取ることができない。

## 模倣品のトラブルを避けるために

日本語で表示されたサイトで注文した場合でも、商品の販売事業者は海外の事業者である場合があり、商品が海外から送付されてくる可能性があります。模倣品のトラブルでは、代金支払い後に、事業者と連絡がとれなくなるケースが多くみられます。インターネット通販で商品を購入する場合は、信頼できるサイトかどうか、注文する前によく見極めましょう。

【国民生活センター】

困ったとき、心配になったときは、  
消費者ホットライン

い や や

188

最寄りの消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内し、消費生活相談の最初の一歩をお手伝いします。

くらすポ川柳



ハロウィンで

フェイスペイント

大人気！

徳島市

うめぼしおにぎりさん

落とすとき

肌トラブルに

要注意！

徳島市

こんぶマヨおにぎりさん

## “推し”に会えない！？転売チケットの購入トラブルが急増中！

自分の好きなアーティストやグループ(=“推し”)を応援することは“推し活”といわれ、若い世代では、コンサートやライブなどのイベントにお金をかける人の割合が高くなっています。新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、2020年よりコンサートやスポーツ観覧などの中止や延期、規模縮小などが相次ぎましたが、感染防止対策を講じたうえで開催されているイベントもみられます。

これに伴い、全国の消費生活センター等に寄せられる、興行チケットのインターネットにおける転売に関する相談が増加傾向にあります。特に20代の若い世代を中心に、ライブチケットを購入しようとしたところ、転売仲介サイトやSNSを利用してトラブルにあう事例が目立っています。

### 【事例1】転売仲介サイトと気づかず、高額なライブチケットを購入してしまった

検索サイトで「〇〇(女性歌手)ライブ」と検索し、一番上に表示されたサイトにアクセスした。画面に制限時間のカウントダウンが表示されたので、急いでチケット2枚、約4万円をクレジットカードで支払った。購入後、このサイトを調べたら、海外の転売仲介サイトだったことが分かった。ライブのチケットを購入したのは今回が初めてで、あせってしまった。チケットが本当に届くのかどうかも怪しいので、キャンセルしたい。



(20歳代 女性)

### 【事例2】SNSで知り合った個人にライブチケット代金を振り込んだ後、連絡が取れなくなった

有名女性グループのライブのチケットを入手しようと、SNSで検索した。「約1万5,000円で譲る」という個人の投稿を見つけ、公式の値段より安かったので、譲ってもらうことにした。相手がマイナンバーカードの画像を送ってくれたので信用してしまい、相手の銀行口座に2席分の約3万円を振り込んだ。その後相手と連絡が取れなくなってしまった。



(20歳代 男性)

## トラブル防止のポイント

### ○チケットは**公式の販売サイト**から購入しましょう

チケットは、興行の主催者、主催者より正式に販売許可を得たプレイガイド、ファンクラブ、アーティスト公式ホームページなどの正規販売ルートから購入しましょう。

### ○転売仲介サイトを利用する場合は、購入するチケットの**転売が禁止されてないか確認**しましょう

コンサートやイベントの公式ホームページには、チケットの転売の禁止や、転売サイトから購入したチケットだと判明した場合は入場できないことなど、ルールが記載されています。

### ○チケットの**不正転売はしない**ようにしましょう

【国民生活センター】

## 《コラム》目を大切に。眼鏡のトラブルに注意！

～県消費者法務相談員：中川まな美(弁護士)～



みなさん、毎日のパソコン作業やスマホ操作で、目の疲れを感じていませんか。目がかすむとか、近くや遠くが見えにくいといった悩みを抱えている方も多いのではないのでしょうか。

10月1日は「メガネの日」、10月10日は、「目の愛護デー」です。そして、10月1日から10月10日は、「目とメガネの旬間」と呼ばれているそうです。毎年、この時期には、目の大切さや重要性を呼びかけるイベント等が各地で行われています。

ところで、消費者庁の事故情報データベースには、合わない眼鏡を作製され、その眼鏡をかけることで、頭痛、めまい、目の不調等が生じたなどの情報が寄せられているそうです。中には、子供の視力が低下した可能性のある事例もあったとのこと

([https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/caution/caution\\_064/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_064/))。

眼鏡を買うときは、眼鏡店に行けば、視力を測ってくれて、眼鏡を作ることができますし、現在では、インターネットで眼鏡を作ってくれるサービスもあります。けれども、自分の目や用途にあった眼鏡を手に入れたいのであれば、眼科医で正確な視力を測定し、処方箋を作ってもらい、それをもとに眼鏡店で眼鏡を作製してもらうのが一番です。特に子供は、適切な眼鏡を装用しないと、成長後の視力に影響が出てくるおそれもあるので、眼鏡を作る際には、必ず眼科医を受診した方がよいでしょう。

眼鏡を買う際も、スピード、価格、デザイン等を重視してしまいがちですが、時間をかけて、自分にあった眼鏡を選ぶのが重要ですね。



## インターネットバンキングを勝手に申請されて送金される？ 新たな詐欺手口に注意！

自治体職員や銀行員をかたる男から「保険料の払い戻しがある。お金を振り込むので、口座番号と暗証番号を教えてください。」と自宅の固定電話に電話があり、口座番号等を伝え、勝手にインターネットバンキングのサービスを申し込まれ、預貯金を不正に送金される事案が全国で多発しています。

今回、警察等が確認しているケースは、

- ①口座番号や暗証番号を聞き出され、
- ②勝手にインターネットバンキングを利用可能状態にされ、
- ③預貯金を不正に送金される

といった、インターネットバンキングを悪用した新しい手口です。

徳島県内においても同様の事案が発生しておりますので、特に注意してください。



特殊詐欺の被害に遭わないために、相手が公的機関であっても、電話で口座番号などの個人情報を絶対に教えないでください。また、ナンバーディスプレイや防犯機能付きの電話を設置したり、在宅中であっても留守番電話にしておくなどといった対策が有効となります。

電話でお金や預貯金口座の話があった場合は、「特殊詐欺」を疑い、まずは家族や警察に相談してください。お住まいの自治体の消費生活センターでも相談を受け付けています。おひとりで抱え込まずにすぐにご相談ください（警察相談専用電話「#9110」、消費者ホットライン「188」）。

## 国税庁をかたった詐欺メールにご用心

国税庁をかたり、税務署からの「未払い税金のお知らせ」との件名で、不審なメールが届いたとの相談が寄せられています。

e-Tax（国税電子申告・納税システム）を利用していないのに、「e-Taxをご利用いただきありがとうございます。」とあり、未納の所得税を納付するよう、また、期限までに納付がないときには、不動産、自動車、給料などの債権の差押処分に着手すると書かれており、「お支払いへ」と、URLが添付されています。

同様の事例は全国的にも多発しており、国税庁から注意喚起されています。国税庁（国税局、税務署を含む）では、ショートメッセージによる案内を送信しておらず、国税の納付を求める旨や、差押えの執行を予告する旨のショートメッセージやメールも送信していないとのことです。また、指定されたURLをクリックしないようにと注意喚起されています。

## 事前告知

### 「令和4年度 暮らしのサポーター・消費生活コーディネーター交流会」を開催します。テーマは「特殊詐欺」です。

被害者に電話をかけるなどして、対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座の振り込みや、その他の方法により、不特定多数の人から現金等をだまし取る犯罪のことを「特殊詐欺」といいます。特殊詐欺には、「オレオレ詐欺」、「架空料金請求詐欺」、「還付金詐欺」など10の類型で分類されます。県内では、令和4年1月から9月末までで、23件、4,549万円の被害となっています（徳島県警察本部調べ）。うち、高齢者の被害は10件と4割以上を占め、依然として高齢者を中心に大きな被害が発生する深刻な状況が続いています。

そこで、今年度の交流会のテーマを「特殊詐欺」とし、特殊詐欺の現状と、その被害を減らすために、自分たちに何ができるのか、共に考える機会としたいと思います。ぜひ、御参加下さい！

#### ■南部

日時 令和4年12月15日(木)  
午後1時30分～午後4時  
場所 阿南市情報文化センター（阿南市）  
講師 一般社団法人消費者力開発協会  
理事・事務局長 廣重美希氏

#### ■東部

日時 令和5年1月下旬頃  
場所 とくぎんトモニプラザ（徳島市・予定）  
講師 徳島県警察ほか

※今年度は東部と南部で開催します。（令和5年度は東部と西部で実施予定。）

※内容は変更する場合があります。内容が決定次第、ご案内の文書をお送りします。

## くらしのコラム

先祖を迎える盆・墓参りの彼岸  
～お供え物の花散る里～

両親がいわゆる出会い夫婦で、家には神棚や仏壇がない家庭で育った。そのためか年中行事にとんと疎いのである。

やっと盆が終わったと思ったら、彼岸である。盆と彼岸の違いさえ知らぬままである。

ご先祖をお迎えするお盆の行事、ご先祖様に逢いに行く、いわゆる墓参りの春と秋の彼岸。彼岸は聞くとところによると彼岸の地と此岸の地が一番近くなる日と信じられているようだ。

盆と彼岸で思い出すのは、お供え物の和菓子である。和菓子の焼き印が、源氏香の図の「花散る里」であることを知ってから、お供え物が店頭で並ぶのが楽しみである。源氏香の図は数学教材で面白いのである。



源氏香の図  
「花散る里」

くらしのサポーター 三原茂雄

## 絵てがみ



くらしのサポーター 福谷洋介

くらしのサポーターの皆様の投稿大歓迎！

くらサポ川柳への投稿、地域のイベント宣伝や活動報告など、掲載したいことがありましたら、お気軽におたずねください！

お問い合わせ先：徳島県消費者情報センター

〒770-0831 徳島市寺島本町西1丁目5番地 アミコビル東館 7階

・相談電話 ☎ 088-623-0110 ・啓発受付 ☎ 088-625-8285

・事務担当 ☎ 088-623-0612 ・ファクシミリ 📠 088-623-0174

【電子メール】 t-shouhi@mail.pref.tokushima.jp

【ホームページ】 <https://www.pref.tokushima.lg.jp/shohi/>

